



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

9月に入ってから蒸し暑い日が続きますが、来週になると大型の台風が西日本付近にも訪れるようですので警戒が必要です。台風は古来「野分」と言われ「野の草を吹き分ける強い風」を指すとされていたようです。平安時代の台風がどのくらいの規模であったか分かりませんが、建物も全く堅牢でなかったでしょうから、今の規模よりずっと小さい台風でも被害は大きかったものと思われます。ここ数年は「50年に一度」から「これまで経験したことがない」と表現も変わってきています。備えるにこしたことはないののでいざというときのために少しずつ準備をした方が良いでしょう。



今回はオリジナルの記事は、自宅での感染症の情報を外部の開示する必要性とその注意点に関する記事と、著作権法改正に伴う「写り込み」についての権利制限規定の対象範囲拡大に関する記事を取り上げました。それ以外の記事は今回は税務会計に関するものになります。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウイルスの早い終息をお祈り申し上げます。

自社での感染症の情報を外部に開示する必要性とその際の注意点とは？

20.09.01 | オリジナルメルマガ



今年になり新型コロナウイルスの流行があり、毎日感染者の情報が流される一方、感染があった方に対する誹謗中傷や情報提供のあり方について様々な意見が出ています。仮に自社の従業員で感染が確認された方が出た場合の対応はどういった点で注意が必要なのでしょうか？



○感染者が出たということを外部に提供する義務は存在するのでしょうか？

結論から言えば、法律上そうした直接の義務があるわけではありません。流行の状況確認などのため医師が新型コロナウイルスについては現状診断をした際に届出をすることになっていますが、一般の事業所においてそうした義務が課せられているわけではありません。

とはいえ、いわゆるクラスター感染など事業所内のお客様や従業員の方などの間で感染が広がる状況を放置することはできませんので、感染の発生と防止対策を講じる必要があります。従業員の方に対しては感染リスクが具体化しているのであればそのことと対応策(テレワークや消毒措置など)を講じないと安全配慮義務違反ということで損害賠償義務を負うことになりかねません。お客様については、まさしく自社の利用で

感染をしたのかという特定の問題がありますが、特定をされた場合には注意喚起や対応策をとっていないということがあれば、人の健康に大きく関わるものであるだけに損害賠償責任を負うことは十分あり得ます。

ここでいう損害とはどこまでなのかという問題はありますが、治療費や慰謝料・勤務できなかったことについての収入等が入る可能性があります。

○感染者が出たことの公表の際の注意点は？

一番の注意点は個人を特定されないようにする必要があるという点です。感染症に感染をしたというのは個人の健康情報であり、内容に個人の属性を加えると感染したのが誰かが特定できます。これは誰の情報かがわかる点で個人情報になるため、法律の規制がかかります。特に健康情報は「特定個人情報」と呼ばれ規制が強くなります。個人にとって重要な情報でかつ知られたくない性質のものであるため、法令で定める例外がない限り本人の同意なく公表はできません。

どこの誰が感染をしたということがわかる情報がここに当てはまります。違反をすれば行政からのペナルティを受けるとともに、その方からの損害賠償請求も受けます。また、法律上の話ではありませんが、自社の信用を下げることになりかねません。

そのため、自社での感染の状況(営業所がどこか・どの程度の人数が発生しているのか、他の従業員の検査もしたのかその結果概要等)とともに対処策(先ほど述べた消毒の有無や営業をどの程度休業するのかどうか・テレワーク実施の有無など)を公表することになります。特定につながる情報がないのかどうかをきちんと確認をする必要があります。

○誹謗中傷の連絡に対してはどうすればいいでしょうか？

最近報道されることも多いのは、特にクラスター感染が公表された企業や施設に対する誹謗中傷です。感染した従業員を解雇すべきだ・対策が十分ではなかったのではないか・脅迫ととれる可能性のあるもの(襲撃などの予告)など様々考えられるところです。無視ができれば一番いいところでしょうが、実際にはそうはいかないところもあります。また、件数が多いこともあり細かくどこまでの対応をするのか悩ましいところです。

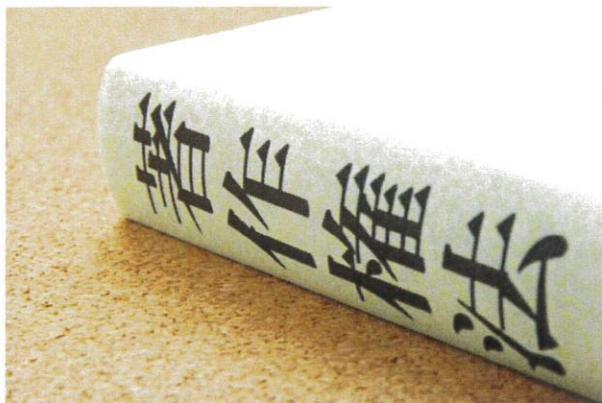
提言や単なる苦情レベルのものであればそこまで大きく対応する必要はありませんが、先ほどの襲撃や事実反した点を含む誹謗中傷については警察への相談や削除などを求めるといった対応を考えていく必要があります。従業員の安全にかかわることであれば名誉棄損や脅迫といった犯罪に該当しかねませんし、放っておくことは自社の士気自体に関わってきます。電話であれば録音をしておく、メールなどであれば保存して印刷をするなどもありうるでしょう。名誉棄損に該当するのかどうかは、単に意見を述べるだけでは当て

はまらない等判断が難しい面があります。また、電話の場合であってもプリペイド式の携帯電話からのものなどはどこからの電話かが特定しづらい場合があります。昔からよくある怪文書系の手紙も指紋がきちんとついているのかという問題があります。インターネット上の連絡や投稿はIPアドレスなどの特定につながる情報を追う手続きの煩雑さや期間の制限が事実上存在するなどの問題があります。

何より、全てに当然に謝罪をしないといけないのか等どこまで・どう対応すればいいのかははっきりしなければ、対応する側も疲れやストレスがたまるということになりかねません。情報の公表のあり方とともに、こうした問題への対応をどのように行うのかを考えていく必要があります。

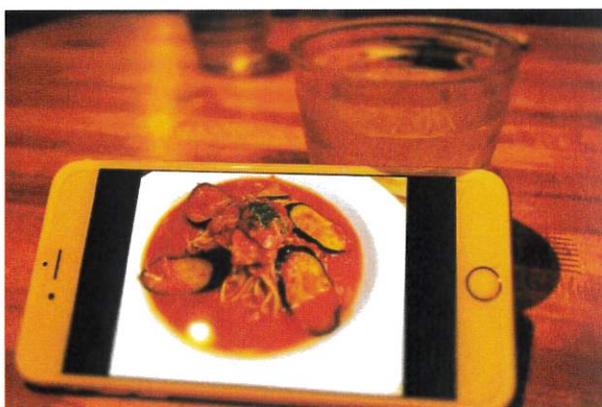
著作権法改正に伴う「写り込み」についての権利制限規定の対象範囲の拡大とは？

20.09.01 | オリジナルメルマガ



日頃皆様もFacebookやInstagramといったSNSを日常的に使

ったり見ることが多いと思います。そんな中写真だけでなくYouTube動画などでも例えば有名キャラクターのぬいぐるみが写り込んでいるのを見られたことがあるのではないのでしょうか？今回はこの「写り込み」について、この度著作権法の規定が改正されましたのでご紹介したいと思います。



○令和2年著作権法改正の概要について

改正著作権法が今年（令和2年）6月に成立しました。この改正著作権法では、著作物等を巡って最近の社会状況の変化などに適切に対応するために、インターネット上の海賊版対策をはじめとした著作権などの適切な保護を図るための処置や、著作物などを利用するにあたって円滑に行えるようにすることを目指してのものです。

大きく分けて、今回の改正著作権法ではインターネット上海賊版対策の強化に関するもの（具体的にはリーチサイト対策・侵害コンテンツのダウンロードを違法化すること）、著作物を利用するにあたって円滑化するための規定（このうちの一つがこれから取り上げます「写り込み」に関する権利制限規定の対象範囲拡大化についてのものになります）、著作権の適切な保護を図るための措置となっています。具体的な条項の施行時期はずれており、「写り込み」に関する権利制限規定の対象範囲拡大化については今年の10月1日から施行されます。

著作権法改正の大きな目玉はインターネット上の海賊版対策の強化ですが、今回は紙面の都合から、「写り込み」に関する権利制限規定の対象範囲拡大について取り上げます。

○「写り込み」でどんなことが著作権法上問題になるのでしょうか？

「写り込み」については先にFacebookやInstagramの例を挙げましたが、それ以外でも例えばモデルの写真を撮影しようとしたところ、背景の有名デザイナーのポスターが写り込んでいた、動画撮影の際にたまたまライブで演奏していたミュージシャンの演奏が取り込まれていた、という場合もありうると思います。

こういった「写り込み」ですが、「写り込み」をしているのが例えば上記でいうと有名デザイナーのポスターである場合、そのポスターについてはデザインをした広告代理店なり、有名デザイナーが著作権を有している著作物にあたるといえます。したがって、その「写り込み」によってその著作物を許可なく複製して動画配信をすると広告代理店なり有名デザイナーの複製権を侵害する可能性があります。ただ、「写り込み」さえあればすべて違法、としてしまうと日常的な表現を含めて規制が大きくなってしまいうという問題点があります。

著作権法では改正前の規定でも、「付随対象著作物の利用」について定められていました。これが「写り込み」に関する権利を制限する規定ですが、これによると「写真の撮影、録音又は録画」によって著作物を創作する際に他人の著作物が写り込んだ場合、と適法になる範囲が限定されていました。平成24年当時に定められたものですから、そのころに制限の必要があると考えられたのがこういったものであったからといえます。ただ、その後インターネット等が大きく整備され、個人でも動画配信等する手段が多様化しているなどにより、上記のように認められる範囲の拡大などが必要ということになって今回の法改正に至りました。

○「写り込み」に関する今回の法改正の内容は？

今回の法改正では、スマートフォンやタブレット端末などの急速な普及や動画投稿などの発達など、社会実態が大きく変わってきていることから、これまでの規定では不都合が出てくる場面が明らかになっていきましたので、スクリーンショットや生配信を行う際の「写り込み」も対象範囲を拡大することになりました。これによって、動画投稿や配信プラットフォームを活用した個人の動画配信、ゲーム制作のCG化など新たなビジネス上の必要性にも対応できるような内容に変更されています。

具体的には、「写り込み」の対象行為を上記の「写真撮影、録音、録画」から「複製や複製を伴わない伝達する行為全般」へと拡大されることとなります。これにより、生の動画配信やCG化なども含まれることとなります。また、「写り込み」については改正前は著作物の創作という創作にあたるものと限定されており、そのため単に内容を写しただけのスクリーンショットなどは対象外となってしまう内容でした。これが改正により、著作物の創作が必要という限定がなくなり無制限になりました。

さらに、改正前はメインとなっている被写体から分離が出来ない著作物の写り込みのみが対象とされていたため、外そうと思えば外せる背景のポスター、絵画や有名キャラクターのぬいぐるみを持ち込んで一緒に写真に写るということになると適法にならない場合がありました。これが今回の法改正によって、メインの

被写体に「付随する」著作物であれば分離が難しいといえなくても対象として認められることになりました。ですから、先のポスターや絵画、有名キャラクターのぬいぐるみを持ち込んだの撮影であっても認められることになります。もっとも、この点についてはすべて無制限ではなく、「正当な範囲内」という要件がついていますので、たとえばYouTube動画で広告収入を得ようとあえて有名キャラクターのぬいぐるみを利用しているという場合には著作権を持っている人の市場を侵害する行為に当たりかねないため「正当な範囲内」といえず、違法とされることがありますので注意が必要です。

様々なインターネットに関するサービスの進行に伴い、今後も著作権法の改正がされると思いますが、法律で決められたルールに従いながら、SNSなどを活用することが今後ますます重要になってくるでしょう。

仕事とプライベートで兼用するものは、どこまで経費にできる？

20.08.25 | ビジネス【税務・会計】



個人事業主の場合、事業にかかわる支出は経費として計上す

ることができます。

ただし、仕事とプライベートで共用しているものにかかわる支出は、そのすべてを経費計上できるわけではありません。

代表的なのが、自宅を事務所としても使用している場合の家賃でしょう。

プライベートと一体化している支出に関しては、判断がむずかしいとされています。

今回はこのような支出に関する経費計上の考え方を解説していきます。



事業用とプライベート用に分けづらい支出とは

個人にかかる税金の代表的なものに所得税があり、原則的には『所得（＝収益－必要経費）』に所得税率をかけて算出します。

利益が少なければ税額も少なくなるため、一般的には計上できる経費が多いと利益が少なくなり節税に繋がります。

事業にかかわる支出の多くは、以下のように経費として計上することができます。

- 給料賃金……従業員の給与や賃金など
- 地代家賃……事務所や駐車場の賃料など
- 消耗品費……事業に使用する文具やパソコン用品の購入費など（購入時の価格が10万円未満のもの）
- 通信費……インターネットの接続料や携帯電話料金など
- 広告宣伝費……Webサイトやチラシの制作料など

ただし、事業における支出と事業主のプライベートでの支出が一体化している場合は、必ずしも100%経費にできるわけではありません。

仕事とプライベートで共用するものの例としては、家賃や通信費、水道光熱費、事務用品やパソコン用品などの購入費、車のガソリン代、交際費など、さまざまな種類があります。

これらは、事業用とプライベート用の支出を分けて経費にする額を決める必要があります。

これを『家事按分』といいます。

事業に使用している割合を算出して計上する

たとえば、事業所と自宅が一体化している場合、その家賃については全てを経費にすることはできません。

この場合、**家賃のうち事業に使用した分を計算して経費として計上します。**

自宅の半分を事業所として使っていれば家賃の50%を、4分の1を事業所として使っていれば家賃の25%を『地代家賃』として計上できるということになります。

そのためにも、可能な限り、**自宅の中をプライベート用と事業所用の空間に分けておくことが望ましい**といえます。

仕事相手を接客するための応接室を作ったら、そこは一切私生活では使用しないといったルールを作ったり、逆に自室には仕事を持ち込まないようにしたりなどの工夫をします。

そのうえで、実際に事業として使用している面積割合を計算すれば明解です。

プライベート用との区別がむずかしい場合

しかし、現実問題として、自宅をはっきりと事業用とプライベート用に分けることはむずかしいことも多いでしょう。

結局のところ、経費として計上する割合は事業主自身の判断になってきます。

先ほどの『地代家賃』であれば、一般的には家賃のうち50~60%は経費として認められるといわれていますが、ケースバイケースであり、必ずとはいえません。

大事なのは、税務調査で指摘された際に、共用している部分をどのように按分しているのか、数字的な『根拠』をもとに**しっかりと説明できるようにしておくこと**です。

一般的には、自宅の面積のうち業務に使用している比率や使用時間などをもとに、根拠となる数字を割り出すことが多いようです。

また、電話代なども、プライベートと事業とで分けづらいものの一つです。

事業に使っている電話の電話代などは『通信費』として経費計上できますが、一人で事業を行っている場合などは、プライベートの携帯電話が仕事用を兼ねることが多々あります。

経費の根拠を示すという観点からは、仕事用と個人用は分けたいところですが、二つ持つことで支出が増えてしまっただけでは、意味がありません。

事業とプライベートの電話が同じであれば、通信記録から、それぞれの通話時間を割り出し、その比率をもとにして、全体の何割を『通信費』として計上できるかを計算しておくといよいでしょう。

いずれにせよ、プライベートでも使用しているにもかかわらず、家賃や通信費などを100%経費計上することは認められません。

税務調査で指摘された場合に、「自宅をこのくらいの割合で事業に使用しているので、家賃の何割は経費計上している」と説明できるように、まずは**実態を把握し、根拠となる数字を用意することが大切です。**

それぞれの支出について、明確に事業用とプライベート用に分けられるものは分けて、分けるのが困難なものは工夫して割合を算出し、数字で根拠を示せるようにしておきましょう。

※本記事の記載内容は、2020年8月現在の法令・情報等に基づいています。